

◎臨時的に搬入する場合の手続方法

搬入できる者

市内で発生した事業系一般廃棄物を、排出事業者自らが市の処理施設へ搬入する場合

搬入できる廃棄物

事業系一般廃棄物

※不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみについては、1日1事業者ごとの搬入制限量以内のものに限ります。

搬入許可申請の方法

事業系一般廃棄物を搬入するたびに、申請書を提出し、申請内容の審査を受ける必要があります。

1. 提出先

防府市クリーンセンター受付棟

2. 提出書類

「一般廃棄物臨時搬入許可申請書」

※搬入車両の運転手の運転免許証と搬入車両の自動車車検証を提示ください。リース車等で搬入する場合は、使用権原を確認するため、賃貸借契約書等の賃借を証明する書類の提示を求める場合があります。

3. 審査及び廃棄物の搬入

書類審査の後、搬入カードを受け取り、計量所に搬入カードを提出し、廃棄物の種類ごとに指定された搬入場所に搬入してください。

注意事項

1. 処理施設の搬入基準に適合しないものは搬入できません。
2. 可燃ごみを自動排出装置のない（ダンプできない）車両で搬入する場合は、手降りし指定場所への限定搬入となります。搬入時の混雑を解消するため、少々お待ちいただく場合があります。
3. 搬入物検査を随時実施します。搬入物検査に協力しない場合、違反ごみの混入があった場合は、持ち帰り指導を行います。